

山梨県公報

第千六百六十六号

平成十八年

五月十八日

木曜日

目次

告示

保安林の指定……………三九一
 道路の区域変更(三件)……………三九一
 道路の供用開始……………三九二

公告

総合評価落札方式に係る一般競争入札について……………三九二
 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三九六
 富士川上流地域森林計画の変更……………三九六
 富士川中流地域森林計画の変更……………三九六
 山梨東部地域森林計画の変更……………三九六
 山梨県果樹農業振興計画の概要……………三九六
 土地改良区役員の退任及び就任……………三九七
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三九八
 公安委員会……………三九八
 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………三九八

告示

山梨県告示第二百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南アルプス市有野字北新田二五二六の一(次の図に示す部分に限る。)、三三〇二の二

二 指定の目的

山梨県公報 第千六百六十六号 平成十八年五月十八日

公衆の保健

指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年六月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字石和町井戸字豊岡七九番の一地 先から 笛吹市大字石和町井戸字豊岡三六五番の一地 地先まで	一三・二 一三三三・一	七・一 二二・七	(メートル)	三四七・四

山梨県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年六月八日まで一般の縦覧に供する。

- 平成十八年五月十八日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路 線 名 下神内川石和温泉停車場線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
笛吹市大字石和町松本字前河原一〇七七番の一地先から 笛吹市大字石和町松本字前河原一〇六八番の二地先まで	八・五 二三・八	一〇・八 三一・二	六五・八

山梨県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年六月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
笛吹市大字石和町井戸字豊岡三五六番の一地先から 笛吹市大字石和町井戸字豊岡一九九番の一地先まで	六・七 一五・五	八・五 四二・二	二八〇・四

山梨県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年六月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	笛吹芦川市川三郷線	西八代都市川三郷町大字三帳字水上一六四番の一地先から 西八代都市川三郷町大字三帳字大西八九番の一七地先まで	七六・八	平成十八年五月十八日

公 告

● 総合評価落札方式に係る一般競争入札について
次のとおり総合評価落札方式に係る一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 総合評価一般競争入札に付する事項
 - 1 事業名称
新たな学習拠点整備運営事業
 - 2 事業場所
山梨県甲府市北口二丁目十一番地外
 - 3 事業概要
落札者は、業務を遂行するに当たり、会社法上の取締役会を設置する株式会社（ただし、監査役、監査役会又は委員会をいずれかを設置する。）として特別目的会社（以下「SPC」という。）を山梨県内に設立し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）により、次の業務を行う。
- (一) 特定事業

- (1) 設計及び建設業務
- (2) 情報システム整備業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 運営業務
- (二) 附帯事業
 - (1) 公共施設を活用した附帯事業
 - (2) 附帯施設による附帯事業
- 4 事業期間
- 5 事業契約締結の日から平成五十一年三月三十一日まで
- 5 予定価格
 - 二百三十億七千万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 二 総合評価一般競争入札の参加資格
 - 1 入札参加者の構成等
 - (一) 入札参加者の構成等については、次のとおりとする。
 - (1) 入札参加者は、本事業への参加を希望する複数の法人により構成されるグループとする。
 - (2) 入札参加者は、構成員及び協力企業から構成されること（構成員のみでも良い。）。
 - (三) 構成員とは、SPCに出資し、かつ、SPCから業務を受託又は請け負う者、又は、SPCに出資するが、SPCから業務を受託又は請け負わない者をいう。
 - (四) 協力企業とは、構成員以外の者でSPCから業務を受託又は請け負う者をいう。
 - (五) 入札参加者は、構成員の中から一者を代表企業として定め、当該代表企業が入札参加手続を代表して行うこと。
 - (六) 建設業務に当たる者のうち主たる者及び維持管理業務に当たる者のうち主たる者は、入札参加者の構成員として参加すること。
 - (七) 一入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。
 - (八) 入札参加者の構成員及び協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りでない。
 - 2 入札参加者の参加資格要件
 - 入札参加者の構成員又は協力企業のうち、設計業務、建設業務、情報システム整備業務、維持管理業務、運営業務又は運営業務のうち情報システム保守管理業務の各業務に当たる者は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。また、入札参加者の構成員及び協力企業は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能

- 力を有しているものとする。なお、複数業務の要件を満たす者は、以下の複数業務を実施することができる。
- (一) 設計業務に当たる者
 - 設計業務に当たる者が複数の場合、少なくとも一者は、(1)、(2)及び(3)の要件を満たし、その他の者は、(1)及び(2)の要件を満たすこと。また、設計業務に当たる者が単独の場合は、(1)、(2)及び(3)の要件を満たすこと。
 - (1) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
 - (2) 平成十八年度山梨県（建築士事務所等）入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - (3) 平成八年四月以降に、図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条の規定に基づく図書館の設計実績があり、かつ、延床面積一万平方メートル以上の施設の実績（地方公共団体又は国等からの受注実績とする。）があること。
 - (二) 建設業務に当たる者
 - 建設業務に当たる者が複数の場合、建設業務に当たる者のうち主たる者は、(1)、(2)、(3)及び(5)の要件を満たし、その他の者は、(1)、(2)及び(4)の要件を満たすこと。なお、事業契約締結後、建設業務に当たる者のうち複数の者が建設共同企業体を結成して建設業務を実施することを可能とする。また、建設業務に当たる者が単独の場合は、(1)、(2)、(3)及び(5)の要件を満たすこと。
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定に基づく、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (2) 平成十八年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第二百七十九号）に基づく建築一式工事に係る一般競争入札参加資格を有していること。
 - (3) 建設業法第二十七条の二十三第一項に定める経営事項審査を受け、同法第二十七条の二十九第一項に定める総合評定値（建築一式）が千二百点以上であること。
 - (4) 建設業法第二十七条の二十三第一項に定める経営事項審査を受け、同法第二十七条の二十九第一項に定める総合評定値（建築一式）が八百八十点以上であること。
 - (5) 平成八年四月以降に、図書館法第二条に基づく図書館の施工実績があり、かつ、延床面積一万平方メートル以上の施設の施工実績（地方公共団体又は国等からの受注実績とする。）があること。
 - (三) 情報システム整備業務に当たる者

情報システム整備業務に当たる者が複数の場合、少なくとも一者は、(1)及び(2)の要件を満たし、その他の者は、(1)の要件を満たすこと。また、情報システム整備業務に当たる者が単独の場合は、(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(1) 平成十八年度山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に記載されていること。
(2) 平成十八年四月以降に、図書館、生涯学習施設又は相応のセキュリティを要する行政施設において、本事業施設と同様の情報システムを構築した実績があること。

(四) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者が複数の場合、維持管理業務に当たる者のうち主たる者は、(1)及び(2)の要件を満たし、その他の者は、(1)の要件を満たすこと。また、維持管理業務に当たる者が単独の場合は、(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(1) 平成十八年度山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に記載されていること。
(2) 平成十八年四月以降に、延床面積一万平方メートル以上の施設で、一年以上の維持管理実績があること。

(五) 運営業務に当たる者

運営業務に当たる者のうち、少なくとも一者は、(1)の要件を満たすこと。

(1) 平成十八年四月以降に、一年以上の図書館の運営実績があること。図書館の運営実績とは、図書館法第二条に基づく図書館、国又は特別な法律により設立された法人の図書館、図書室又は大学に付属する図書館のいずれかにおいて、貸出返却業務又は蔵書データ入力業務のいずれかを実施した実績とする。

(六) 運営業務のうち情報システム保守管理業務に当たる者

運営業務のうち情報システム保守管理業務に当たる者が複数の場合、少なくとも一者は、(1)及び(2)の要件を満たし、その他の者は、(1)の要件を満たすこと。また、運営業務のうち情報システム保守管理業務に当たる者が単独の場合は、(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(1) 平成十八年度山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に記載されていること。
(2) 平成十八年四月以降に、図書館、生涯学習施設又は相応のセキュリティを要する行政施設において、本事業施設と同様の情報システムの一年以上の保守管理実績があること。

3 入札参加者の制限

以下に該当する者は、入札参加者の構成員又は協力企業になることができない。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 県の「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中である者

ただし、指名停止期間が二週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

(三) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づき再生手続開始の申立その他類似の倒産手続の開始をしている者

(四) 最近一年間の法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している者
(五) 審査委員会委員と資本面又は人事面において関連がある者。資本面又は人事面において関連がある者とは、次の者をいう。

(1) 審査委員会委員が発行済み株式数の五十パーセントを超える株式を有している企業又はその出資総額の五十パーセントを超える出資をしている企業

(2) 審査委員会委員が役員となっている企業

(六) 本事業に係るアドバイザリー業務に關与している者若しくはこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者。資本面又は人事面において関連がある者とは、次の者をいう。

(1) 「アドバイザリー業務に關与している者」の発行済み株式数の五十パーセントを超える株式を有している者又はその出資総額の五十パーセントを超える出資をしている者

(2) 当該入札参加者の代表権を有する役員が、「アドバイザリー業務に關与している者」の代表権を有する役員を兼ねている者。なお、アドバイザリー業務に關与している者とは、次の者をいう。

- ア 株式会社三菱総合研究所
- イ 株式会社梓設計
- ウ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- エ 有限会社T&Sコンサルティング
- オ その他本事業に係るアドバイザリー業務に協力した者

三 入札手続等

1 入札説明書等の閲覧場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部
企画課企画担当 電話〇五五 二二三 一三二二 電子メール kikaku@pref.yamanashi.jp

2 入札説明書等の閲覧方法

この公告の日から平成十八年五月二十九日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1において閲覧に供する。なお、入札説明書等は配付しないので、各自県ホームページ(<http://www.pref.>

yamanashi.jp/barrier/html/kikaku/36869228322.html)よりダウンロードしてください。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十八年五月二十五日(木)午後二時 恩賜林記念館(山梨県甲府市丸の内一丁目五番四号)二階大会議室において行う。なお、参加希望者は、入札説明書の参加方法により、三の1まで電子メールで申込を行うこと。

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十八年七月十日(月)から同月十四日(金)までの毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに、三の1まで持参すること。

5 入札参加資格確認審査結果の通知

入札参加資格確認審査結果は、入札参加者の代表企業に対して書面により通知する。

6 入札提案書等の提出の日時及び場所

平成十八年十一月十七日(金)午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 山梨県庁第二南別館(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)二階企画部会議室

7 郵送による入札提案書等の受領期限及び場所

平成十八年十一月十六日(木)午後五時までに三の1に必着すること。

8 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年十一月十七日(金)午後三時 山梨県庁第二南別館二階企画部会議室
入札の無効

参加資格確認基準日から落札者の決定日までの期間に、入札参加者の制限に該当するか、若しくは次のいずれかに該当する入札は、無効とする。ただし、県が承認した場合は、この限りではない。

(一) 参加資格確認基準日以降入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を抱える入札参加者が行った入札

(二) 参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札

(三) 参加資格のない者、又は参加資格確認通知書を受理しなかった者の入札

(四) 委任状が提出されていない代理人の入札

(五) 入札参加者又はその代理人が二通以上の入札を提出した入札

(六) 二人以上の者が同一の者の代理をした入札

(七) 入札者が他の入札者の代理をした入札

(八) 入札者が連合した入札

(九) 記名押印を欠いた入札

(十) 入札金額を訂正した入札

(十一) 入札金額又は特定事業名(物件工事名)を欠いた、又は確認しがたい入札

(十二) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札

(十三) 電送及び電話による入札

(十四) その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

10 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内であり、山梨県PFI事業審査委員会が、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された入札提案書類を総合評価方式により審査し、総合評価値が最も高い提案を最優秀提案として選定する。県は、審査委員会の選定結果をもとに、落札者を決定する。

四 その他

1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 契約の締結

この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十三号)に基づき、山梨県議会において議決に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Subject matter of the contract to be procured

Design, construction, maintenance and operation of New Learning Center

2 Date and Time for tender

Direct applications should be made from 9 : 00-12 : 00 or 13 : 00-15 : 00 on November 17th (Fri), 2006.

For application by mail, the tender documents must arrive by 17 : 00 on November 16th (Thu), 2006.

3 Bureau in charge
Planning Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government
Address : 1-6-1 Marunouchi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan
Tel : (055) 223-1312
E-mail : kikaku @ pref. yamanashi. jp

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年五月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 白州町観光協会

2 代表者の氏名 山本彦仁

3 主たる事務所の所在地 北杜市白州町白須百七番地

4 定款に記載された目的

この法人は、北杜市白州町を中心とする周辺地域の観光事業の振興発展並びに地域振興を図り、まちづくりを推進することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年五月三日から同年七月二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 甲斐道楽

2 代表者の氏名 永田八洲

3 主たる事務所の所在地 韮崎市穴山町三千八百八十二番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、全国の人を対象に山梨の優秀な資源を発掘し、全国に向けてインターネットWebサイトを活用した情報発信をし、広域顧客の理解と賛同を得ながら「山梨の豊かさ」を提供することによって、山梨県内地域の活性化と振興に寄与する。

三 縦覧期間 平成十八年四月二十九日から同年六月二十八日まで

● 富士川上流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、富士川上流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 富士川中流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、富士川中流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 山梨東部地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、山梨東部地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 山梨県果樹農業振興計画の概要

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第一項の規定により、平成二十七年年度を目標年度とする山梨県果樹農業振興計画書を定めたので、その概要を次のとおり公表する。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 果樹農業の振興に関する方針

果樹農業を取り巻く環境の変化に的確に対処し、今後山梨県が果樹王国であり続けるため、戦略的な生産・販売による競争力のある産地づくりに向け、産地自らの構造改革を促すとともに、それを実現するために、主要果樹の生産維持拡大、果樹産地を支える担い手の確保育成、生産から流通までの一貫したコスト削減、消費拡大に向けた販路の開拓、やまなし型産地消の推進、環境に配慮した安全・安心の果実生産を基本的な視点として、果樹農業振興に取り組みものとする。

1 主要果樹の生産維持・拡大

品目、品種の特性に応じた適地適作を基本として、産地の戦略に即した主要品目であるぶどう、もも、すもも、おうとうなどの生産の維持・拡大を図る。また、高品質に向けた疎植化や、不安定な気象条件において経営の安定や労力分散を図る施設栽培を推進する。さらに、立地条件を活かした観光農業や加工原料の生産などを進める、新たな果樹産地の育成に向け積極的に支援する。

2 果樹産地を支える担い手の確保・育成

産地ごとに多様な経営体がある取り組みを行っている実態を踏まえ、認定農業者を基本とし、産地自らが策定する産地計画において、担い手とその育成方法を明確にする。また、新規就農者や退職帰農者などの確保・育成を図るとともに、農業者組織や女性や高齢者、兼業農家などが一体となって産地を支えていくための取り組みを進める。

3 生産から流通までの一貫したコスト削減

「儲かる果樹農業の実現」には、コストの削減が重要であり、そのためには、生産から流通までの一貫したコスト管理を徹底するとともに、農業者や生産組織がコスト管理手法を身につけるよう指導を行う。

4 消費拡大に向けた販路の開拓

果実などの摂取量が横ばいで推移する中、県産果実のブランド化や、消費者の購入意欲を高める魅力的な商品の開発を進める。さらに、系統共販体制を基本とした市場出荷を推進するとともに、スーパーやコンビニエンスストアでの販売を前提とした契約栽培、「道の駅」や「直売所」での直売、宅配、あるいは海外への輸出など、多様な販路の開拓を進める。

5 やまなし型産地消の推進

果樹農業は、果実の生産供給だけでなく、その生産活動を通じ「安らぎ・いやし」、「農業体験活動の場の提供」、「良好な景観形成」などの多面的機能を有する。そ

こで、大消費地に近い本県の立地条件を有効に活用し、観光業者や地元商工会などとの積極的な連携により、消費者との交流による観光型農業や直売所を核とした地場流通などの産地消を推進する。

6 環境に配慮した安全・安心な果実生産

食の安全や環境問題に対する消費者の関心の高まりに対応して、安全で安心な果実生産を進めるため、減農薬減化学肥料栽培への取り組みや環境負荷の軽減を図る環境保全型農業の推進、トレーサビリティシステムの構築などを進める。

二 栽培面積その他の果実の生産目標

三 その区域の自然的経済的条件に必ず近代的な果樹園経営の指標

1 栽培に適する自然的条件

2 近代的な果樹園経営の指標

四 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

1 樹園地の基盤整備

2 農地の流動化

3 品目の団地化

五 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化、その他果実の流通の合理化に関する事項

1 果実の流通の合理化の基本方針

2 果実の用途別出荷量の見直し

3 果実の集出荷体制及び施設の整備方針

4 出荷規格の改善などの方針

六 果実加工の合理化に関する事項

1 果実加工に関する基本方針

2 果実製品の生産

3 原料供給目標

七 広域濃密生産団地形成に関する方針

1 広域濃密生産団地形成に関する基本方針

2 広域濃密生産団地の概要

八 その他必要な事項

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十八年五月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	飯塚 龍己	南アルプス市飯野四七八四番地	平成十八年三月三十一日
同	市川 善英	同 築山八五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	小林 敏彦	南アルプス市飯野新田一一一九番地	平成十八年四月一日
同	小山 誠	同 築山三三三番地一	同

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十八年五月十八日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町西条新田字村北八五七の四、八六一の二二の一部、八六一の一六、八六七の二、八六七の三、八六七の六、八六七の七、八六七の八、八六七の九、八六七の一〇、八六七の一ー及び八六七の二二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所（峡北支所を除く。）及び昭和町役所に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市玉川七百八十四番地十 有限会社 相原商事 代表取締役 相原春江

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十八年五月十八日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

<p>(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 (5) 人工呼吸器 (6) 止血法</p>	<p>○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本等を用いて理解させる。</p>
<p>(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 (5) 人工呼吸器 (6) 止血法</p>	<p>に改める。</p>

者の観察
 ○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本等を用いて理解させる。
 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。

に改める。

EDを
た除細
法

- 「
- | |
|------------|
| (1) 負傷者の観察 |
| (2) 負傷者の移動 |
| (3) 体位管理 |
| (4) 心肺蘇生法 |
| (5) 止血法 |
| (6) 包帯法 |
| (7) 副子固定法 |

図集第四の六の二中

- 各項目において、最
小限必要な基礎知識に
ついて、教本を用いて
理解させる。

を

- 「
- | |
|-------|
| (1) |
| (2) |
| (3) |
| (4) |
| A 除) |
| (5) |
| (6) |
| (7) |

負傷者の観察
負傷者の移動
体位管理
心肺蘇生法 (EDを用いた
細動を含む)。
止血法
包帯法
副子固定法

- 各項目において、最
小限必要な基礎知識に
ついて、教本を用いて
理解させる。
AEDを用いた除細
動については、その概
要、AEDの設置場所
及び一般向けの講習に
ついて、教本等を用い
て説明する。

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番